

成年後見制度と権利擁護について

2024年12月27日／中島純男

1、権利擁護について

(1) 憲法は、「私たちが主権者です」

前文 「日本国民は・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(2) 権利を人権保障にいかす

※ 例えば、社会保障の権利で言えば、介護保険制度を利用する場合、事業所と本人との間に契約を結びます。この契約は双務契約と言われ、1割なら1割の負担金を支払い、事業所から権利として福祉サービス、介護サービスを受けるというもので、そういう契約のもと、権利を行使されているわけです。

しかし、その1割負担ができなくなったら、その権利自体が行使できなくなる。人権保障という点からは、経済的な問題、社会的な地位の問題などに関係なく、その権利を活かし人間としての尊厳をきちんと守ることが人権保障につながります。

※ 「厚生労働省が、生活保護の申請は国民の権利です」と広報
生活保護制度利用者へのパッシングを許さない姿勢が社会に求められています。

※ 「2013年から3回にわたって国が強行した生活保護費の引き下げは、憲法25条に違反する」として岡山地裁でたたかわれていた「いのちのとりで裁判（岡山）」今年10月28日、岡山地裁は「厚労大臣の判断には裁量権の逸脱があり、引き下げた処分は違法」との原告勝訴の判決を言い渡しました。これで勝訴判決は全国で19例目。

(3) 「みんなの家だんだん」はみんなの大切な居場所、ホームです。

一人ひとりを人間として大切にす対人援助を実践、チームとして検証していく大切さ

- ①他人の価値観を尊重する
- ②さまざまな人生を経験しいろんな考えをもっている人たちと捉える
- ③相手の気持ちをいったん受け止める
- ④考えを押し付けることは相手の心を閉ざしてしまう
- ⑤常に実践して、チェック、改善、改めて実践
- ⑥コミュニケーションについて
ア、易しい言葉

- イ、ゆっくり話す
- ウ、言葉を区切って話す
- エ、高齢者は高音が聞こえづらい
- オ、温かみのある声音
- カ、感情に働きかける
- キ、フルネームで
- ク、現実を伝える、知らせる
- ケ、昔話を聞く

2、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度

(1) 権利擁護支援について

- ・消費者被害などの「権利侵害からの救済・保護」
- ・本来認められているはずの権利行使ができなかった人への「権利行使の保障」の支援
- ・法律や制度としての位置付けがなされていない場合の「新たな権利の創造」の支援
- ・本人支援（自分らしく生きることができるよう、障害や疾病で損なわれた社会的主体者としての立場を回復することへの支援、自己決定の支援・相談支援・障害認知受容などをおして社会的関係性の維持とコミュニケーションの保障、など）
- ・生活支援（各種福祉サービスを受けること、経済的基盤の確立、医療・介護サービスの確保、見守り支援などをつうじて、地域生活を実現）
- ・法的支援（各種契約への対応、債務整理、財産管理、成年後見制度利用、確立されていない権利でも当然認められることの制度構築など）

(2) 地域福祉権利擁護事業

援助の具体的内容は、社協の生活支援員による福祉サービスに関する情報提供や助言、サービスの申込手続や契約の代行、金銭管理などです。社協、またはその委託を受けた市町村社協等が、利用者本人の意向を踏まえて支援計画を作成し、本人または代理人と契約を結ぶことが援助開始の条件となります。

(3) 成年後見制度とその特徴

認知症の単身高齢者、家族や親族からの援助を受けられない高齢者が増加しています。判断能力が不十分であるがゆえに日常生活に支障をきたす高齢者等が、介護サービス契約を含めた契約全般に関して、あるいは所有する財産の保全や処分に関して不利益を被らないよう、法的にサポートする制度が 2000（平成 12）年に改正施行された成年後見制度です。

従来の本人保護の理念と自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーション等の理念の調和を目指して、これまでの「禁治産・準禁治産制度」が全面的に改正されました。

従来の法定後見制度のほかに、あらかじめ将来自分の判断能力が不十分となる場合に備えて、契約により後見内容を定め、後見人を確保しておける任意後見制度ができました。

精神上の障害により判断能力を欠く常況にあると認められる「後見」の対象者であっても、自己決定尊重の観点から日用品の購入など日常生活に関する行為については、本人に判断がゆだねられることとなりました。

複数の成年後見人等を選任することが可能となり、財産管理や身の回りの世話など援助の目的に合わせた専門職を選任することができるようになりました。

法人を成年後見人等に選任できるようになり、長期安定的な援助を実現できる体制が整いました。成年後見監督人のみならず、保佐監督人、補助監督人制度が新設され、それぞれの業務遂行に対する監督体制ができました。

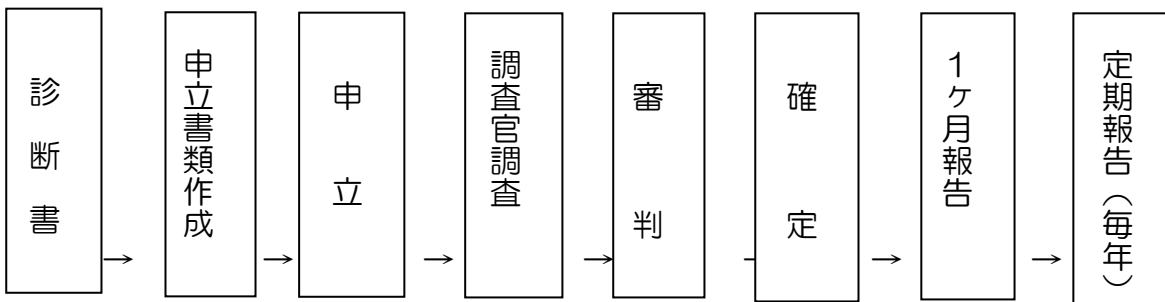
3、後見制度の概要

- ・ 1898 年（明治 31 年）禁治産制度 利用者 3000 人
- ・ 2000 年（平成 12 年）**民法改正**、成年後見制度発足←介護保険スタート

2023(令和 5)年 12 月末日

成年後見 178,759 保佐 52,089 補助 15,863 任意後見 2,773 **総数 249,484**

- ・ 対象は判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者
- ・ 本人意思の尊重を基本に柔軟かつ弾力的な運用を目指した。



法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の 3 つの類型があります。

精神上的障害により本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所が、法律の定めに従って、本人を援助する者（成年後見人等）を選任し、この者に本人を代理するなどの権限を与えることにより本人を保護するものです。申立てを受けた家庭裁判所が、法律の定めに従って、本人を援助する者として**成年後見人、または保佐人、補助人**を選任します。

成年後見人等は、審判の内容や法に規定された代理権、同意権・取消権を行使し、身上配慮義務、本人意思尊重義務に従い、財産管理や身上監護を行います。

任意後見制度は、本人が契約に必要な判断能力を有しているうちに、受任者に対し、判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約(任意後見契約)を結び、任意後見監督人が選任された時からその効力が生ずるようになる制度です。

見直し検討

一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組み／本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組み／本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組み

4、岡山市の高齢者の実態（第9期高齢福祉計画・介護保険計画から）

【別紙参照】

(1) 岡山市の総人口の動向と将来推計人口

岡山市の総人口は、令和27(2045)年には約61万8千人となり、令和4年時点の約70万3千人より、約8万5千人減少する見込みです。

高齢者人口の増加が続く一方で、介護や看護等の担い手ともなる、年少人口・生産年齢人口は長期的に減少し続ける見込みです。

(2) 高齢者人口の動向と今後の見通し

岡山市の高齢者人口は、令和4年の約18万8千人から、令和7(2025)年には約19万人となり、高齢化率は、26.8%から27.4%まで上昇する見込みです。75歳以上の後期高齢者は、令和2年には65歳から74歳までの前期高齢者を逆転し、令和4年で約10万2千人、令和7(2025)年には約11万3千人と大幅に増加する見込みです。

(3) 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の状況

岡山市の高齢者単身世帯は、令和2年時点で35,368人と平成12年からの20年間で約2.2倍に増加しています。高齢者に占める割合も15.7%から19.0%になっています。特に、75歳以上の高齢者単身世帯は令和2年に20,487人となり、平成12年からの20年間で約2.8倍に増加しています。

(4) 認知症高齢者の状況

岡山市の認知症高齢者は、令和4年時点で約2.6万人(全高齢者の約13.7%)であり、令和7(2025)年には約2.7万人(全高齢者の約14.3%)に達する見込みです。要介護度別でみると、認知症高齢者数は要介護1の人が最も多く、また、要介護度が上がるにつれ、中・重度の認知症の人の占める割合が高くなっています。認知症有病率は加齢とともに上昇し、「75～79歳」からは、女性の認知症有病率が男性を上回り、80歳以上ではその差は大きくなっていきます。

5、みんなの家の利用者さんから考える（小規模多機能 県内191、岡山市内72）

※ 2024年4月1日の利用者さん

	利用者数	独居	認知症	独居かつ認知症	自己所有住宅	減額対象	後見人
要支援Ⅰ・Ⅱ	14	11	0	0	7	10	0
要介護Ⅰ	16	14	3	2	6	16	3
要介護Ⅱ	19	12	17	11	9	14	1
要介護Ⅲ	12	8	8	6	9	6	1
要介護Ⅳ	8	5	5	4	1	6	3
要介護Ⅴ	7	4	5	3	3	6	0
合計	75	54	38	26	36	58	8

※ 一人暮らしの人は2017年4月で74%、2018年は67%、2019年61%、2020年58%、2021年59%、2022年54%、2023年66%、2024年72%です。認知症で独居の方が26人おられます。成年後見制度活用は8人にとどまっています。減額対象は、市民税非課税の世帯の利用者さんですが77%を占めています。